答申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った、特定個人の「保護取扱簿」 についての部分開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定に基づき、平成22年2月12日付けで、実施機関に対し、「私が〇〇年に保護された時の〇〇警察署長から〇〇保健所長へ通報した文書と保護取扱簿」の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に係る個人情報が記載されている文書として、生活安全総務課の保有する審査請求人の「保護取扱簿」(以下「本件保護取扱簿」という。)を特定し、以下の理由を付して個人情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成22年2月26日付け生総第187号により審査請求人に通知した。

(本件保護取扱簿を開示しない部分及び理由)

(1) 別表①から⑥まで及び⑧から⑩まで

開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

なお、別表①から③までは、岐阜県個人情報保護条例第14条第2号ロに規定する警察職員に関する規則(平成18年岐阜県公安委員会規則第4号。以下「公安委員会規則」という。)の定めるところにより、警部補以下の警察官及びそれに相当する職員の氏名は、職務遂行情報であっても、非開示とされているため。

また、別表⑨の公務員の氏名は、開示することにより当該公務員の権利利益を著しく 害するおそれがあるため。

(条例第14条第2号に該当)

(2) 別表⑦

個人の評価に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価又は将来の 同種の個人の評価に著しい支障が生じるおそれがあるため。

(条例第14条第6号に該当)

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成22年4月30日付けで、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、岐阜県公安委員会(以下「諮問 庁」という。)に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、非開示部分を開示する旨の裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張する審査請求の理由 は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 個人情報保護条例第15条第2項により、非開示部分のうち、他人の情報ではなく私 個人に関する情報を開示してほしい。
- (2) 開示された部分のうち、保護された場所や病院への同行者の記載に誤りがあるため、 非開示部分に事実と違うことが書かれていないか確認したい。
- (3) 私の評価情報として非開示とされている部分は、私の個人情報でもあるため非開示に する必要はない。また、○○では皆が非開示部分を見たいといっており、開示しても○ ○の権利利益を害するおそれはないので、○○に関する部分は開示してほしい。
- (4) 周囲からは、私が暴力を振るったと誤解され、いろいろと言われている。周囲の非難は時間の経過により収まると思っていたが、収まらないので、非開示部分を開示した上で、保護された事実を取り消してほしい。私の名誉を回復するためにも裁量的に開示してほしい。
- (5) 警察は、任意で病院に連れて行ったのであり、保護するとは言っていなかった。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 保護業務について

警察が行う保護業務は、保護取扱規程(昭和35年岐阜県警察訓令第7号。以下「保護規程」という。)に基づき処理されるものであり、保護規程は警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)第3条の規定に基づく保護等を適正に行うための手続及び方法等に関し必要な事項を定めたものである。

なお、保護業務は、要保護者本人のために行われるものであるが、副次的に精神錯乱、 泥酔等のため、他人に危害や迷惑を与えることを防止する機能もあわせもっている。

2 本件保護取扱簿について

本件保護取扱簿は、〇〇警察署(〇〇)の警察官が行った審査請求人を被保護者とする 保護に関し作成された文書である。

これは、保護規程による保護を行ったときに、保護主任者(生活安全総務課長)が保護 規程第22条に定める「保護取扱簿」に所要事項を記載し、その状況を明らかにしておく ものである。

- 3 本件処分について
 - (1) 条例第14条第2号該当性について
 - ア 条例第14条第2号該当性について(別表④から⑥まで、⑧、⑩)

当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報である。これらの情報は、同号ただし書で開示すべきとされた、審査請求人が法令等の定めるところにより又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、公務員等の職務に関する情報でもなく、また人の生命、健康、生活

又は財産を保護するために開示することが必要な情報ではないため非開示とした。

イ 条例第14条第2号ロの非該当性について(別表①から③まで、⑨)

公務員の職務遂行に係る当該公務員の職氏名に関する情報は、条例第14条第2号 口により、原則として開示することとされている。しかし、警察官については、業務 の特殊性から、開示することにより権利利益を著しく害するおそれがあるため、公安 委員会規則により警部補以下の警察官の氏名を非開示と定めている。よって、①から ③までを非開示とした。

また、警察官以外の公務員の氏名は、保護業務の特殊性から、開示することにより 当該公務員への誹謗中傷等の個人攻撃が行われ日常生活にも支障を及ぼすような行為 がなされるおそれが予想され、ひいては当該業務の適正な遂行が阻害される危険があ り、公務員の権利利益に対する侵害の程度が、公務遂行の透明化を図る必要性を上回 ると判断したため、⑨を非開示とした。

(2) 条例第14条第6号該当性について(別表⑦)

当該部分は、警察官が審査請求人を要保護者とする現場において、審査請求人の言動 等について調査、観察を行い、その精神状態について評価した内容を記録したものであ り、個人の評価に関する情報である。

当該評価は、警察官が警職法第3条に該当する者であると判断した重要な要素であり、 本件保護の根幹をなすものであることから、保護の現場で調査、観察した結果を客観的 かつ率直に表現した内容であることが求められる。

しかし、保護業務の特殊性から、警察官が行った評価と要保護者の自覚とは相違することが容易に予測され、要保護者がこのような評価に接した場合、これを従順かつ平穏に受容することは考えがたく、要保護者の自尊心が傷つけられるおそれのほか、場合によっては関係機関とのトラブルに発展する可能性を否定することはできない。

よって、当該評価に関する情報が開示されることとなれば、現場で職務遂行に当たる警察官が、今後の保護業務において係る事態を危惧することとなり、本来客観的かつ率直に表現すべき評価の内容について、慎重な表現を模索するあまり、消極的な表現にとどまるなど、保護の根幹をなす重要な評価の内容が形骸化するおそれがあり、ひいては適正な保護業務に著しい支障が生じることになるため非開示とした。

(3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、「○○も見たいと言っているから、誰も開示することにより、個人の権利利益を害されるおそれはない。」と主張する。第三者の意向については、条例第17条の3の規定により第三者に対する意見書の提出の機会が定められているが、非開示部分が明らかに審査請求人以外の第三者の個人情報であるため、改めて請求者以外の個人に確認するまでもなく非公開としたものである。

また、審査請求人以外の個人を識別することができる部分を除いた結果が、本件処分であり、条例第15条第2項により審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがない情報は開示している。

さらに、審査請求人は条例第15条の3に基づく裁量的開示を求めているが、審査請求の趣旨に合理的な理由が見あたらないこと、保護業務の特殊性から通報者や関係人の情報は厳格な保護が求められていることを踏まえると、裁量的開示の要件たる「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」とまでは認められないものである。

なお、審査請求人は、「保護された事実を取り消してほしい」と主張するが、審査請

求人から提出された病院の要約書からは、当時保護したことが不適切であったとは読み 取れない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件保護取扱簿について

本件保護取扱簿は、警察官が警職法第3条の規定に基づき審査請求人の挙動その他周囲の状況から判断して、精神障害のため自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者と判断し保護したため、保護規程第22条により作成された「保護取扱簿」である。本件保護取扱簿には、取扱者の係別・階級・氏名・印、審査請求人の本籍・住所・職業・氏名・生年月日、発見者の住所・氏名、発見日時、発見場所、発見の端緒、保護の区分、保護の場所、保護の法的根拠、発見時及び保護の状況、医師の診断日時、病院及び医師名、保護の期間(時間)、関係機関等への通報等、身柄引渡日時、身柄の措置が記録されている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が条例第14条第2号及び第6号に該当するとして部分開示とした部分について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第14条第2号該当性について

実施機関は、本件保護取扱簿に記載されている別表①から⑥まで及び⑧から⑩までは、 審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため非 開示としている。

この点当審査会で検討した結果、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報又は審査請求人以外の個人の発言が記載されており、実施機関が非開示とした情報は、いずれも条例第14条第2号に該当する。

(2) 条例第14条第2号イについて

条例第14条第2号イは、審査請求人以外の者の個人情報のうち、「法令等の定めるところにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は開示することとしており、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には、請求者以外の個人が開示請求者に知られることを承諾している情報も含まれると解されるが、本件諮問案件においては、保護業務の特殊性から関係者の個人情報の保護が強く求められており、審査請求人以外の第三者の情報が記載されている文書を開示するには特に厳格な判断が必要であると考えられる。

この点について、審査請求人は、「○○では皆が非開示部分を見たいといっている」と主張するとともに○○からの文書を提示したが、開示を承諾する具体的な内容等○○個々人の真意は示されていないため、本件処分で非開示とされた部分に○○に係る個人情報が記載されているか否かにかかわらず、審査請求人の主張により「請求者以外の個人が開示請求者に知られることを承諾している」と認めることは困難である。

(3) 条例第14条第2号ロについて

条例第14条第2号ロにおいて「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名に関する部分(開示することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該部分及び警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第34

条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。)のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する部分を除く。)」は、開示することとしている。

公務員の情報のうち、まず、警察官の氏名は、警察業務の特殊性から、開示した場合、 当該職員に対する著しい権利侵害が発生する可能性が高いことを考慮し、公安委員会規 則により、警察法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官並びに同法第34 条第1項及び第55条第1項に規定する職員のうち、警部補以下の階級に相当する者の 氏名は、開示しないと定められており、実施機関が非開示とした別表①から③までは、 同規則で定める職員の氏名に関する情報であると認められる。

次に、警察官以外の職務遂行に係る公務員の氏名は条例第14条第2号ロにより原則 開示される情報であると認められる。しかし、同号は、開示することにより当該公務員 に対する誹謗、中傷等の個人攻撃が行われると客観的に認められるなど、公務員の権利 利益に対する侵害の程度が、公務遂行の透明化を図る必要性を実質的に上回ると判断さ れた場合には非開示としている。

本件保護取扱簿に記載されている警察官以外の公務員は、本件保護業務に関して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第24条により警察官から通報を受け臨場し、関係者からの聞き取りや周りの状況から判断し、審査請求人を病院に搬送した保健所の職員である。

当該業務に係る公務員の氏名を開示した場合、その業務の特殊性から、要保護者の自覚と担当した公務員の判断との相違により、保護されたことや病院に搬送されたこと等に対し不満を持つ要保護者が、不信感や誤解に基づき担当した公務員に対する誹謗、中傷等の個人攻撃が行われ日常生活にも支障を及ぼすような行為がなされることが予想され、公務員の権利利益に対する侵害の程度は、公務遂行の透明化を図る必要性を実質的に上回ると認められる。

したがって、実施機関が別表①から③まで及び⑨を非開示としたことは妥当であると 認められる。

(4) 条例第14条第6号について

ア 条例第14条第6号の趣旨について

条例第14条第6号は、個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生じるおそれがある情報については、開示しないことを定めたものである。

そして、「開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生じるおそれのある」個人情報とは、次のような情報をいうとされている。

- ・ 開示することによって関係当事者間の信頼関係を損なうおそれがある情報
- ・ 開示することによって当該評価等に係る事務事業を実施する目的が失われるおそれがある情報
- ・ 未成熟であるため、開示することによって不正確な理解や誤解を与えるおそれがある情報
- ・ 開示することによって今後反復・継続して本人に対して行われる評価等に著しい 支障が生ずるおそれがある情報
- ・ 開示することによって直接本人に対する評価等に影響することはないが、今後本

人以外の者に対して反復・継続して行われる評価等に著しい支障が生ずるおそれが ある情報

イ 条例第14条第6号該当性について

本件保護取扱簿のうち、実施機関が本号に該当するとして非開示とした別表では、警察官が審査請求人を保護した現場において、審査請求人の言動等について調査、観察を行い、その精神状態について評価した内容であり、個人の評価に関する情報であると認められる。

警察官が行う評価は、警職法第3条に該当し保護しなければならない者であると判断する重要な要素であり、本件保護の根幹をなすものであることから、保護の現場で調査、観察した結果を客観的かつ率直に表現した内容であることが求められる。しかし、これが開示されることとなると、要保護者から警察官が行った評価について説明を求められることが想定されるが、その場合、警察官の評価と要保護者の自覚とが相違することが容易に予測され、要保護者がこのような評価に接した場合、これを従順かつ平穏に受容することは考えがたく、逐一納得のいくよう説明することは困難であると考えられる。また、要保護者の自尊心が傷つけられるおそれのほか、場合によっては関係機関とのトラブルに発展する可能性も否定することはできないと考えられる。

当該評価に関する情報が開示されることとなれば、現場で職務遂行に当たる警察官が、今後の保護業務においてかかる事態を心配するあまり、本来客観的かつ率直に表現すべき評価の内容について、慎重な表現を模索し、消極的な表現にとどまるなど、保護の根幹をなす重要な評価の内容が形骸化するおそれがあり、ひいては適正な保護業務に著しい支障が生じるおそれがあると認められるので、別表⑦は条例第14条第6号に該当する。

(5) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、条例第15条第2項に基づき審査請求人個人に関する情報の開示を求めているが、同項は開示請求者以外の個人情報に関して、個人を識別することができる個人情報を除くことにより開示請求者以外の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、その部分の開示を定めた規定である。

当審査会において本件保護取扱簿を確認したところ、開示しても審査請求人以外の個人の権利利益が害されることがない部分は開示されており、実施機関の条例第15条第2項の適用は適切であると認められる。

また、審査請求人は、条例第15条の3による裁量的開示を求めている。同条は、条例第14条各号の非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、法令秘情報を除き、実施機関の裁量で開示することができる規定である。本件諮問事案における本件保護取扱簿の非開示部分のうち条例第14条第2号に該当する審査請求人以外の個人情報は、保護業務の特殊性から関係者の個人情報の保護が強く求められていること、また、条例第14条第6号に該当する警察官の評価は、開示することにより今後の保護業務に著しい支障を及ぼすおそれがある情報であることを考慮すると、開示することによる利益が非開示とすることによる利益より優先するとの判断は困難であり、審査請求人の主張する同条の要件を満たすとは解されない。

なお、審査請求人は開示された個人情報に誤りがある等と主張するが、本件諮問事案 においては、当審査会は実施機関の決定の是非を判断するものであるため、当該主張が 結論に影響を及ぼすものではない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成22年5月28日	・諮問庁から諮問を受けた。
平成22年6月17日	・諮問庁から部分開示決定等理由説明書を受領した。
平成22年6月21日	・審査請求人に部分開示決定等理由説明書を送付した。
平成22年7月5日	・審査請求人から部分開示決定理由説明書に対する意見書を受領した。
平成22年7月6日	・諮問庁に部分開示決定理由説明書に対する意見書を送付した。
平成22年7月12日 (第28回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成22年9月1日 (第29回審査会)	・諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 ・審査請求人から口頭意見陳述を受けた。 ・諮問事案の審議を行った。
平成22年9月22日 (第30回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職業等	備考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)

別表

1	決裁供覧欄の印影の一部
2	取扱者(係別、階級、氏名、印)欄に記載された警察官の氏名及び印影
3	発見時及び保護の状況欄の印影
4	発見者(住所、氏名)欄に記載された情報
5	発見の端緒欄に記載された情報
6	発見時及び保護の状況欄の1行目から2行目にかけて記載された情報の一部
7	発見時及び保護の状況欄の3行目に記載された情報の一部
8	発見時及び保護の状況欄の3行目から4行目にかけて記載された情報の一部
9	発見時及び保護の状況欄の4行目から5行目にかけて記載された公務員の氏名
10	医師の診断欄に記載された医師名